埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十五号告 一宗

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所におい その関係図面は、 平成二十九年六月二十日から三十日間埼玉県県土整備部 て一般の縦覧に供する。 道路環

平成二十九年六月二十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 Щ 田 隆 弘

道 路 \mathcal{O} 種 類 県 道

線 名 弥藤吾行田線

三 道 路 \mathcal{O} 区 域

新	IΒ	旧 新 別
地先まで地先まで	一地先から熊谷市弥藤吾字東王子四八四番	区間
一〇・〇五~ 二四・四三	六・二七~	(メートル)
一 〇 五 五 ・ 七 〇		(メートル) 延
歩道整備工事である。		備考